

令和2年第4回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年4月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 原 英寿

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第9号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第11号 農地改良届けについて

報告第12号 許可不要転用届について

その他

議長（会長） それではただ今より令和2年第4回の総会を開催いたします。
本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題4件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転
許可申請についてです。

2件です

受付番号1

（譲渡人） 荒尾市菰屋の個人

（譲受人） 荒尾市菰屋の個人

（土地の所在地） 菰屋の畑、面積702㎡外2筆、合計7,285㎡

（譲渡理由） 贈与による

（譲受理由） 経営主になるため

現地の状況ですが、申請農地は3筆とも何も耕作されてなく、一部分荒れて
いる農地でしたが、これを機に新たに耕作されるということでした。

受付番号2

（譲渡人） 荒尾市金山の個人

（譲受人） 玉名市岱明町の個人

（土地の所在地） 金山の田、面積2,166㎡外1筆、合計4,023㎡

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は2筆とも隣接している農地で何も耕作されて
いませんでした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し
た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号1番は、譲受人と譲渡人は親子であり、そのまま受け継いで耕作されるということでした。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号2番は、現在荒れていますが、今後農業を拡大されていくとのことでしたので、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案23号農地法第5条の規定による転用申請許可申請（所有権移転）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

3件です。

受付番号 1

(譲渡人) 大牟田市浜田町の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(土地の所在地) 東屋形の畑、面積 254 m²外 1 筆、合計 322 m²

(転用目的) 一般住宅、用途地域内の第 3 種農地

現地の状況ですが、東屋形の住宅街にあり何も耕作されていない保全状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は一般住宅で転用面積は 322 m²。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用、雨水については雨水枡、生活雑排水については下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 熊本市の不動産業の法人

(土地の所在地) 川登の畑 面積 422 m²外 1 筆、合計 426.52 m²

(転用目的) アパートの駐車場、用途地域内の第 3 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は譲受人が所有する賃貸アパートの駐車場として利用します。現在の駐車場は、狭くて駐車しにくいいため、新たに駐車場をつくること。また新設する駐車場への出入り口が狭いため、既設階段を一ヶ所壊して、駐車場の出入り口を確保する予定。雨水については自然浸透させる計画であり、近隣農地の営農には影響ありません。

受付番号 3

(譲渡人) 大牟田市櫟野の個人

(譲受人) 荒尾市一部の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 265 m²

(転用目的) 一般住宅居、用途地域内の第 3 種農地

現地の状況ですが、何も耕作されていない農地で周辺は住宅街になっていました。事業計画書をご覧ください。計画の概要は一般住宅。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、雨水については溜め枡、生活雑排水については下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響はありません。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第23号 農地法第5条の規定による「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1より担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、行政書士と現地確認を行った。周辺は住宅街であり問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、農地の東側は土手で高かった。新設駐車場への出入り口は、既設の階段を一ヶ所壊して、駐車場の出入り口を確保するとのことであり、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、申請地は住宅街であり、周辺に農地は存在しなかった。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第24号農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第24号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 荒尾市荒尾の個人

(借受人) 福岡県大川市の個人

(土地の所在地) 東屋形二丁目の畑(現況:雑種地)、面積346㎡

(転用目的) 一般住宅、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請地の周辺は少しずつ住宅が立ち並んできた所ございまして、申請農地については保全管理されている農地でした。

事業計画書をご覧ください。計画の概要は一般住宅で転用面積は346㎡です。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、雨水については自然浸透、生活雑排水については下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響はありません。

議長 ありがとうございます、それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 住宅街の一角であり、周囲農地への影響はないと考えます。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**について、

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和2年4月15日の公告予定です。今回が4回目の利用権設定となっております。

別紙をご覧ください。今回の設定面積ですが、利用権設定の新規設定10年の畑で2,838㎡、新規設定10年の樹園地で7,009㎡、利用権設定の合計が9,847㎡、所有権移転はありません。第1回からの累計で118,158㎡となっております。

1件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市牛水の個人

(貸し手) 宮崎県宮崎市の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑、面積2,838㎡。

利用目的は麦の耕作で、期間は令和2年5月1日から令和12年6月30日までの10年間、借料は10aあたり5,000円です。

2件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市上平山の個人

(貸し手) 玉名市天水の個人

(利用権を設定する土地) は、平山の樹園地(3筆)、面積3,111㎡、2,061㎡、1,837㎡です。利用目的はみかんで、期間は令和2年5月1日から令和12年6月30日までの10年、借料は10aあたり10,000円です。

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 では**議案第25号**を終了したいと思います。続きまして、報告事項を事務局より一括でお願いします。

（事務局説明）

報告第10号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第11号 農地改良届けについて

報告第12号 許可不要転用届について

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これもちまして令和2年第4回総会を終わります。